

青森県報

号外第七十六号

平成十六年
十月十五日
(金曜日)

目 次

条 例

青森県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例(税務課) ……	二
青森県薬事法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(医療薬務課) ……	五
青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 ……	六
例 ……	六
青森県病院事業条例の一部を改正する条例 ……	七
青森県営住宅条例の一部を改正する条例(建築住宅課) ……	八
青森県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例 ……	九

青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十号

青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

青森県県税の特別措置に関する条例（平成十一年七月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 輸入促進基盤整備事業により設置される施設に係る不均一課税（第十五条 第十七条）」を削り、「第十八条」を「第十五条」に改める。

第一条第五号を削る。

第二条中「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十四号。以下この節において「平成十六年改正法」という。） 附則第二十五条第五項又は第四十条第八項の規定によりなおその効力を有することとされる平成十六年改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下この節において「旧租税特別措置法」という。）」に改める。

第三条第一項第二号及び第三号中「租税特別措置法」を「平成十六年改正法附則第二十五条第五項又は第四十条第八項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法」に改める。

第四条第二項中「第三十六号」の下に、「以下「県税条例」という。」を加える。

第五条第一号中「第十二条第一項の表第三号又は第四十五条第一項の表第三号」を「第十二条第一項の表第二号又は第四十五条第一項の表第二号」に改める。

第九条第二項第一号中「第十二条第一項の表第二号又は第四十五条第一項の表第二号」を「第十二条第一項の表第一号又は第四十五条第一項の表第一号」に改める。

第十条第一項第一号の表及び第十三条第一項第一号の表を次のように改める。

区 分	初年度の事業税	第二年度の事業税	第三年度の事業税
イ 県税条例第五十六条第一項第一号イに掲げる法人（ロに掲げる法人を除く。）	所得のうち年四百万円以下の金額の百分の二・二 所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額の百分の三・三 所得のうち年八百万円を超える金額の百分の四・三	所得のうち年四百万円以下の金額の百分の三・三 所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額の百分の四・九五 所得のうち年八百万円を超える金額の百分の六・四五	所得のうち年四百万円以下の金額の百分の三・八五 所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額の百分の五・七五 所得のうち年八百万円を超える金額の百分の七・五二五
ロ 三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う県税条例第五十六条第一項第一号イに掲げる法人	所得の百分の四・三	所得の百分の六・四五	所得の百分の七・五二五
ハ 特別法人（二に掲げる特別法人を除く。）	所得のうち年四百万円以下の金額の百分の二・八 所得のうち年四百万円を超える金額の百分の三・七五	所得のうち年四百万円以下の金額の百分の四・二 所得のうち年四百万円を超える金額の百分の五・六二五	所得のうち年四百万円以下の金額の百分の四・九 所得のうち年四百万円を超える金額の百分の六・五六二五
ニ 三以上の都道府県にお	所得の百分の三・七五	所得の百分の五・六二五	所得の百分の六・五六二五

<p>いて事務所又は事業所を設けて事業を行う特別法人で資本の金額又は出資金額が千万円以上のもの</p>			
<p>ホ 県税条例第五十六条第一項第一号イに掲げる法人及び特別法人以外の法人（へに掲げる法人を除く。）</p>	<p>所得のうち年四百万円以下の金額の百分の二・八 所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額の百分の四・二 所得のうち年八百万円を超える金額の百分の五・五</p>	<p>所得のうち年四百万円以下の金額の百分の四・二 所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額の百分の六・三 所得のうち年八百万円を超える金額の百分の八・二五</p>	<p>所得のうち年四百万円以下の金額の百分の四・九 所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額の百分の七・三五 所得のうち年八百万円を超える金額の百分の九・六二五</p>
<p>へ 三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人（口に掲げる法人及び特別法人を除く。）で資本の金額又は出資金額が千万円以上のもの</p>	<p>所得の百分の五・五</p>	<p>所得の百分の八・二五</p>	<p>所得の百分の九・六二五</p>
<p>ト 個人</p>	<p>所得の百分の二・五</p>	<p>所得の百分の三・七五</p>	<p>所得の百分の四・三七五</p>

第三章第三節を削る。

第四章中第十八条を第十五条とする。

附則第四項中「イ中」の下に「百分の二・二」とあるのは「百分の一・九」と、「八百万円以下の金額の百分の三・三」とあるのは「八百万円以下の金額の百分の二・七五」と、「百分の四・三」とあるのは「百分の三・六」と、「四百万円以下の金額の百分の三・三」とあるのは「四百万円以下の金額の百分の二・八五」と、「百分の四・九五」とあるのは「百分の四・一二五」と、「百分の六・四五」とあるのは「百分の五・四」と、「百分の三・八五」とあるのは「百分の三・三二五」と、「百分の五・七七五」とあるのは「百分の四・八一二五」と、「百分の七・五二五」とあるのは

「百分の六・三」と、第十条第一項第一号の表の口及び第十三条第一項第一号の表の口中「百分の四・三」とあるのは「百分の三・六」と、「百分の六・四五」とあるのは「百分の五・四」と、「百分の七・五二五」とあるのは「百分の六・三」と、第十条第一項第一号の表の八及び第十三条第一項第一号の表の八中」を加え、「第十条第一項第一号の表の口及び第十三条第一項第一号の表の口」を「第十条第一項第一号の表の二及び第十三条第一項第一号の表の二」に、「第十条第一項第一号の表の八及び第十三条第一項第一号の表の八」を「第十条第一項第一号の表の水及び第十三条第一項第一号の表の水」に、「第十条第一項第一号の表の二及び第十三条第一項第一号の表の二」を「第十条第一項第一号の表のへ及び第十三条第一項第一号の表のへ」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条第一項、第五条第一号及び第九条第二項第一号の改正規定は、平成十七年一月一日から施行する。

2 改正後の青森県県税の特別措置に関する条例第十条第一項、第十三条第一項及び附則第四項の規定は、平成十六年四月一日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

青森県薬事法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十月十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十一号

青森県薬事法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県薬事法関係手数料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「掲げる事務」の下に「並びに薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成十四年法律第九十六号）附則第十七条第二項の規定に基づき行う同法第二条の規定による改正後の法（以下「新法」という。）第三十九条第一項の規定による高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器（以下「高度管理医療機器等」という。）の販売業又は賃貸業の許可に関する事務」を加える。

別表に次のように加える。

二十三 新法第三十九条第一項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可を受けようとする者	高度管理医療機器等販売業等許可申請手数料	三万二百円
--	----------------------	-------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十月十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十二号

青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

青森県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「七一四床」を「六八九床」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

青森県病院事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十月十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十三号

青森県病院事業条例の一部を改正する条例

青森県病院事業条例（昭和三十九年四月青森県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表中

	一 般 個 室	一日につき 二千七百三十円 （助産に係る資産の譲渡等に係る ものにあつては、二千六百円）
	一 般 個 室	一日につき 二千七百三十円 （助産に係る資産の譲渡等に係る

を

に、
「十万円」を「十一万円」に、
「十五万円」

	周産個室	ものにあつては、二千六百円
	一日につき	四千百円

を「十六万五千円」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

青森県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十月十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十四号

青森県営住宅条例の一部を改正する条例

青森県営住宅条例（昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二十九条を次のように改める。

（駐車場の利用の承認）

第二十九条 入居者又は同居者は、駐車場を利用しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認に駐車場の管理のため必要な条件を付することができる。

第三十一条を第三十三条とし、第三十条を第三十二条とし、第二十九条の次に次の二条を加える。

(駐車場の使用料)

第三十条 前条第一項の承認を受けた者(以下「駐車場利用者」という。)は、駐車場の整備及び管理に要する費用等を勘案して規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

2 知事は、特別の事情があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。

(駐車場の利用の承認の取消し)

第三十一条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第二十九条第一項の承認を取り消すことができる。

- 一 駐車場利用者が第二十九条第二項の規定により付した条件に違反したとき。
- 二 駐車場利用者が偽りその他不正な手段により当該承認を受けたとき。
- 三 駐車場利用者が駐車場の使用料を三月以上滞納したとき。
- 四 駐車場利用者が駐車場を故意にき損したとき。
- 五 駐車場の管理上必要があると認めるとき。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十月十五日

青森県条例第五十五号

青森県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

青森県特定公共賃貸住宅条例（平成九年三月青森県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

（駐車場の利用の承認）

第二十一条 入居者又は同居者は、駐車場を利用しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認に駐車場の管理のため必要な条件を付することができる。

第二十三条を第二十五条とし、第二十四条とし、第二十一条の次に次の二条を加える。

（駐車場の使用料）

第二十二条 前条第一項の承認を受けた者（以下「駐車場利用者」という。）は、駐車場の整備及び管理に要する費用等を勘案して規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

（駐車場の利用の承認の取消し）

第二十三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第二十一条第一項の承認を取り消すことができる。

- 一 駐車場利用者が第二十一条第二項の規定により付した条件に違反したとき。
- 二 駐車場利用者が偽りその他不正な手段により当該承認を受けたとき。
- 三 駐車場利用者が駐車場の使用料を三月以上滞納したとき。

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

四 駐車場利用者が駐車場を故意にき損したとき。

五 駐車場の管理上必要があると認めるとき。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭